

令和2年余市町議会第1回定例会会議録（第5号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 5時20分

○招 集 年 月 日

令和2年3月4日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和2年3月19日（木曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 2番 吉田 豊
" 3番 近藤 徹哉
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 前 坂 伸 也
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 山 本 金 五
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 中 村 利 美
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 上 村 友 成
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 奈 良 論

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 令和 2 年余市町議会第 1 回定例会付託 議案第 1 号 令和 2 年度余市町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 号 令和 2 年度余市町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3 号 令和 2 年度余市町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4 号 令和 2 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 令和 2 年度余市町公共下水道特別会計予算
- 第 6 議案第 6 号 令和 2 年度余市町水道事業会計予算 (以上 6 件、令和 2 年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告)
行政報告
- 第 7 議案第 11 号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 12 号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 13 号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案
- 第 10 議案第 14 号 余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例案
- 第 11 議案第 15 号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を

求めることについて

- 第 12 議案第 16 号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 17 号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 18 号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 余市町議会運営委員会委員の辞任について
- 第 16 余市町議会運営委員会委員の選任について
議長の諸般報告
- 第 17 選挙第 1 号 余市町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第 18 推薦第 1 号 余市町都市計画審議会委員の推薦について
- 第 19 決議案第 1 号 「民族共生の未来を切り開く」決議
- 第 20 意見案第 1 号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める要望意見書
- 第 21 意見案第 2 号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める要望意見書
- 第 22 意見案第 3 号 温暖化へのさらなる対策を求める要望意見書
- 第 23 意見案第 4 号 国民健康保険の交付金減額の仕組みを導入しないことを求める要望意見書
- 第 24 意見案第 5 号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める要望意見書
- 第 25 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和2年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、芹川子育て・健康推進課長は公務出張のため午後より退席の旨届出があり、これを許可しましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事の取扱い上、各会派代表者会議開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午後 2時25分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 17日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○14番（大物 翔君） 3月17日、委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果について、本日藤野委員長が体調不良なことから、副委員長の私からご報告申し上げます。

委員5名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案4件、選挙1件、推薦1件、決議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出について、他に行政報告であります。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、

省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和2年余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第1、議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算ないし日程第6、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算、以上各会計予算6件につきましては、一括上程の上、令和2年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第15号ないし日程第13、議案第17号、以上3件につきましてはいずれも余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであり、関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第18号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、選挙第1号 余市町選挙管理委員及び補充員の選挙についてであります。

日程第16、推薦第1号 余市町都市計画審議会委員の推薦についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、意見案第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める要望意見書ないし日程第22、意見案第5号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める要望意見書までの意見案5件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第23、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告6件、議案4件、選挙1件、推薦1件、決議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告6件、議案4件、選挙1件、推薦1件、決議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてと行政報告を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 今期定例会において付託に関わる日程第1、議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題といたします。

この際、令和2年度余市町各会計予算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○18番（岸本好且君） 今期定例会において令和2年度余市町各会計予算特別委員会設置付託に関

わる議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算外5件について、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和2年3月9日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私岸本が、副委員長に藤野委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、令和2年度余市町各会計予算特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○15番(中谷栄利君) 令和2年度余市町一般会計予算案について、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論を行います。

我々は、本予算案については代表質問、予算質疑を通じて各種施策について議論をしてみました。齊藤町政の昨年より続く食の都プロジェクトや新年度より始まる地域産業マリアージュ事業など本町の産業の6次化やブランド価値の確立に向けた各種施策そのものについては特別反対するものではありません。

では、なぜ反対なのか。それは、これらの施策だけでは町は興せないという点にあります。予算委員会の質疑などを通じて明らかにしたとおり、かつて余市町は数十億円単位の巨大プロジェクトを手がけ、結果として財政的に大きな痛手を被りました。まほろばの郷地域の開発などは、当時の後遺症から町のみならず、地権者を初め多くの方が苦しんでいます。一定程度の財政再建を果たし、最悪期は脱したとはいえ、今もって予断を許さない状況であることは変わりありません。住宅取得支援などを通じて何とかこの問題を終わらせるべく、町も努力していることは認めます。しかしながら、まちづくり全体を見渡したとき、それだけでは十分とは言えません。住宅が建っただけでは、町は形成できないのです。

長期的な視点でまちづくりを考えた場合、東部地域の中でもまほろばの郷が当該地域のみならず、余市町の中心になっていかざるを得ないのは自明の理です。線路を挟んで東西に分かれてしまっている商業の中心圏、ようやく半分程度まで売

れたとはいえ、まだ半分近く残っている旧土地区画整理事業の保留地の問題、そして耐用年数が限界を迎えつつある中で、いまだ示されないまちづくりの全体像、町全体をどうしていきたいのか。産業だけではなく、まちづくりの根幹をどうしていきたいのか。こうした問題への取組が本予算に盛り込まれているとは言いがたいのです。

行政は継続です。たとえ代替わりしようとも先人の残してくれたすばらしい遺産と同時に、我々は後にうまくいかなかった遺産も引き継いで完結させていかざるを得ないのです。国もそうです。かつてのバブルの頃まで地方に対して過剰なまでの設備投資を推奨してきた時代もありました。最近になって持続可能な社会だとか地方創生を叫ぶようになりました。ところが、こうした過去の負の部分解消するどころか、自分たちの失敗を結局は地方に押しつけ、与えられる時代から獲得する時代へなどと美名を振りまきながら、地方の自立どころか財政的にも含め、さらなる従属関係と過剰な競争の深みへと地方を引きずり込み続けています。だから、バブル崩壊から30年たっても自主財源と依存財源の比重がほとんど変わらないのです。

観光インバウンドとももてはやされた時期もありましたが、今南後志が直面している様々な問題を見ても結局外需頼みでは、いびつな経済構造をつくり出しており、インフラを改善するなどをして既につくった町並みを生かしながら内需を振興していくことが実は現実的な長期的なまちづくりなのではないでしょうか。地方創生は、地方再生、地方自立とはなり得ないだろうと我々は考えます。

こうしたことを踏まえ、よりよきまちづくりへつながることを願って反対の討論といたします。議員各位の賛同を求めます。

○議長(中井寿夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

○8番（白川栄美子君） 令和2年余市町議会第1回定例会において上程されました令和2年度余市町一般会計予算案につき、公明党を代表して討論を行います。

中国武漢市を発生源とする新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済情勢の混乱は地方にも暗い影を落としており、地域経済への影響が心配されます。

また、厳しい地方財政と地域経済情勢の中で編成されました令和2年度の余市町一般会計予算総額は86億6,000万円で、令和元年度の当初予算と比較して5億5,000万円減、率にして6%減の予算編成となりました。予算は、1会計年度の収支の見積もりでもあり、町の将来に向けて余市町の未来を見据えた上で町内経済を活性化し、福祉政策への具体的対応を明らかにして余市町の行政基盤を確かなものにするものだと思っております。

本年度予算は、歳入では自主財源の構成比が27%、額にして23億2,480万3,000円で、その主なものは町税の17億5,122万1,000円で対前年度比0.6%の増で、依存財源は73%で額にして63億3,519万7,000円で対前年度比7.7%のマイナスです。その主たるものは、地方交付税と町債で地方交付税は36億312万9,000円で、町債は4億3,437万7,000円で対前年度比66.4%のマイナスとなりました。

国の政策や経済の動向に左右されると思いますが、中長期の視点から地域経済の確立、福祉の充実、未来に向けた投資を進めることが大切だと思っております。個々の政策については、ここでは申し上げませんが、大きな枠の中で申し上げるとすれば、町長が町政執行方針で示された基本方針である暮らし続けたい町、余市の魅力を確かな価値へ、共に創る町への3本の柱をより前進させることがこれからの余市町には必要であると思っております。

本年度予算の経常収支比率は97.4%であり、財

政は硬直化をしておりますが、少子高齢化、人口減少加速化と本町を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、義務的経費の人件費、扶助費、公債費が高止まりする現状は十分に理解をいたしますが、財政の健全化と秩序ある政策体系が求められると思っております。厳しい財政状況にあっても住民サービスの維持を図り、変動する歳入に対応し、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を予測して、財源不足が見込まれる中、財政調整基金などを繰り入れて義務的経費の圧縮、削減により歳出を抑え、財政の健全化と新たな取組の実施に向けて財政運営の健全化を努力された財政担当者の成果として表れたのが令和2年度の予算編成であると思っております。

余市町の住民の皆さんの生活に直結する行政の課題が多様化する中で、町長には私たち議会はもとより町民の声に耳を傾け、町職員を励まし、力を結集し、町民の福祉と余市町の魅力の発信を未来に向けて力を発揮していただきたいと思っております。

以上、令和2年度の余市町一般会計予算案の審議の経過を踏まえまして賛成すべきという結論に至りましたので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 他に討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和2年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第3号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号 令和2年度余市町後期高

齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 令和2年度余市町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 令和2年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長(中井寿夫君) 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長(齊藤啓輔君) し尿収集料金の改定について。

し尿収集料金の改定について行政報告を申し上げます。し尿収集料金につきましては、北後志衛生施設組合し尿清掃条例に基づき決定されておりますが、北後志管内における現行料金は平成9年4月1日に改定されて以降、22年間据え置かれて

いる状況でございます。しかしながら、この間、消費税の増税を初め燃料費や人件費の高騰、さらにはし尿収集量の減少により収集コストは増加している状況にあることから、北後志5か町村での今後のし尿収集料金の在り方について協議、検討が重ねられ、現行料金をもって収集業務を安定的に継続することは困難であり、料金改定はやむを得ないとの結論に至ったところでございます。

そうした中、去る令和2年2月25日開催の北後志衛生施設組合第1回定例会において北後志衛生施設組合し尿清掃条例の一部を改正する条例案が原案どおり可決され、令和2年7月1日から施行されることとなった次第であります。

料金改定の内容につきましては、1リットル当たりの収集運搬手数料、税抜き5.9円を0.6円引き上げ6.5円に、処理手数料、税抜き0.3円を0.2円引き上げ0.5円と改定されたところであり、上昇率は12.9%でございます。

以上、し尿収集料金の改定についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

改正の主な内容といたしまして、費用弁償の支給に係る規定をより明確化し、さらに学校運営協議会委員の規則制定に伴い、報酬及び費用弁償を支給するため規定を定める必要が生じたことから

本条例案をご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年余市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

特別職の職員が会議に出席し、又は職務に従事したときは、執務日1日につき別表に定める費用弁償を支給する。

2 特別職の職員が旅行したとき（町の区域外に住所又は居所のある特別職の職員が公務のため当該住所又は居所を離れて旅行したときを含む。）は、費用弁償として別表に定める旅費を支給することができる。

別表中「別表（第2条・第3条第2項関係）」を「別表（第2条・第3条関係）」に改め、同表公民館運営審議会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会、委員、日額4,000円、1,500円、同上。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第11号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、議案第12号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） ただいま上程されました議案第12号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明を申し上げます。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が公布され、この法律による改正によりまして建築物エネルギー消費性能

基準の新たな評価方法が追加となっており、余市町手数料徴収条例におきましても新たな評価方法を追加するため、条文の一部を改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例（平成12年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表44の項金額の欄第1号のイ中「当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に適合している旨の認定を申請する場合」を「アに掲げる場合以外の場合」に改め、同欄第2号ア中「建築物の床面積」の次に「（基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）」を加え、同号イ中「当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に適合している旨の認定を申請する場合」を「アに掲げる場合以外の場合」に改め、「建築物の床面積」の次に「（基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅並びに基準省令第1条第1項第2号イ（3）及びロ（3）に適合している旨の認定を申請する住宅にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。）」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、上程されました議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考といたしまして新旧対照表を添付し

てございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第13号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第13号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)

が令和2年4月1日から施行されることに伴い、余市町監査委員条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしまして、地方自治法の一部改正により条項の移動により文言等の整理が生じたことから本条例案をご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案。

余市町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町監査委員条例の一部を改正する条例。

余市町監査委員条例（昭和44年余市町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「要求又は、法第243条の2」を「請求、法第243条の2の2第3項の規定による監査の要求又は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条」に改める。

第7条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「公企法」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第13号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町監査委員条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第10、議案第14号 余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長(橋端良平君) ただいま上程されました議案第14号 余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、余市町中小企業振興融資制度の対象となる中小企業者の業種の拡充を図るものでございます。余市町中小企業振興融資制度につきましては、中小企業者等の育成振興並びに設備の近代化と経営の合理化などを促進するため、その資金について融資のあっせんを行うものでございます。しかしながら、対象となる中小企業者等の範囲が限定されていることなどにより効果的な融資の実行が困難な場合があるなどとして中小企業者からの融資相談の受付窓

口となる余市商工会議所、中小企業相談所、さらには町内金融機関より数年来その改善を求められてきたところでございます。こうしたことなどから、中小企業者の自主的な努力を助長し、経営者及び従業員の経済的、社会的地位の向上を図るといった本条例の趣旨に鑑み、融資制度の対象となる業種の拡充により、さらなる資金融通の円滑化を図りたく条例の一部改正についてご提案を申し上げます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第14号 余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例案。

余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例。

余市町中小企業振興条例(平成7年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 中小企業者等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

イ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に掲げる特定事業を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)であって、常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者に

については100人)以下のもの

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第14号 余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として当該条例案の新旧対照表を添付いたしてございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町中小企業振興条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程

第11、議案第15号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第12、議案第16号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第13、議案第17号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第11ないし日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま一括上程になりました議案第15号ないし議案第17号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、本町固定資産評価審査委員会委員につきましては、農業関係者、漁業関係者、商工業関係者より1名ずつ、計3名の委員を町議会の同意をいただき選任いたしているところでございますが、本年3月31日をもって任期満了となりますことから、それぞれ各団体へ後任者の推薦をお願いいたしたところでございます。その結果、このたび農業関係者として余市郡余市町山田町414番地、広瀬寿夫氏を、漁業関係者として余市郡余市町富沢町9丁目30番地、篠谷誠氏を、商工業関係者として余市郡余市町栄町1076番地、小田寛氏の推薦をいただいたところでございます。

地方税法第423条第3項には、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、また固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町山田町414番

地、広瀬寿夫氏、余市郡余市町富沢町9丁目30番地、篠谷誠氏、余市郡余市町栄町1076番地、小田寛氏を余市町固定資産評価審査委員会委員として選任同意を賜りたくご提案を申し上げます次第でございます。

広瀬寿夫氏の公職歴等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町山田町414番地、昭和36年2月2日生まれでございます。職歴としましては、昭和54年から農業に従事し、現在に至っております。公職歴としましては、平成23年4月から余市町農業協同組合理事に就任され、現在に至っております。

次に、篠谷誠氏の公職歴等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町富沢町9丁目30番地、昭和27年1月24日生まれでございます。職歴としましては、昭和40年から漁業に従事し、昭和43年から事業主として漁業を営んでおります。公職歴としましては、平成17年6月から余市郡漁業協同組合理事、平成23年6月から現在に至るまで余市郡漁業協同組合代表理事組合長、平成26年4月には余市町固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っております。

次に、小田寛氏の公職歴等を申し上げます。現住所は、余市郡余市町栄町1076番地、昭和25年6月30日生まれでございます。職歴としましては、昭和43年4月から農業に従事し、昭和55年1月から小田商店代表、平成2年5月から有限会社小田商店代表取締役、平成4年4月から有限会社北王よいち代表取締役、平成17年7月から株式会社産クラよいち代表取締役、さらには平成18年8月から株式会社北王よいち代表取締役として現在に至っております。公職歴としましては、平成13年11月から平成22年10月まで商工会議所議員、同年11月から令和元年8月まで余市商工会議所常議員、同年同月には余市商工会議所副会頭に就任され、現在に至っております。また、平成26年4月から現在に至るまで一般社団法人余市観光協会会長、さ

らには北後志観光連絡協議会会長、令和元年9月には余市町固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っております。

以上、3名の方々について、その公職歴等を申し上げますが、税務行政執行の上で固定資産評価審査委員会委員として適任であると判断をいたし、ここにご提案申し上げます次第でございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗読いたします。

議案第15号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町山田町414番地。氏名、広瀬寿夫。生年月日、昭和36年2月2日生まれ。

議案第16号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町9丁目30番地。氏名、篠谷誠。生年月日、昭和27年1月24日生まれ。

議案第17号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町栄町1076番地。氏名、小田寛。生年月日、昭和25年6月30日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、

何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案3件について、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第15号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第17号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、議案第18号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第18号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の教育委員会教育長でございます佐々木隆氏が3月31日をもって退職することから、後任者として庁内職員の中から適任者を登用する考えで、このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして本定例会において任命同意を求めるものでございます。

ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項には、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。さらには、同法第5条第1項では教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長または委員の任期は前任者の残任期間とするということになってございますので、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町大川町10丁目34番地48、前坂伸也氏を余市町教育委員会教育長として議会のご同意を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

前坂伸也氏の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、余市郡余市町大川町10丁目34番地48で、生年月日は昭和35年5月29日生まれ、現在59歳でございます。職歴といたしましては、昭和58年4月に余市町役場に奉職、平成9年4月からは民生部住民課環境対策係長、平成12年4月からは建設水道部住宅都市課公営住宅係長、平成13年5月からは建設水道部維持管理課公営住宅係長、平成14年4月からは民生部環境対策課廃棄物対策係長、平成19年4月からは民生部環境対策課主任技師、平成19年10月からは総務部企画政策課主幹兼ねて行政改革推進課主幹、平成21年4月からは余市町議会事務局次長、平成24年4月からは兼ねて庶務係長、平成25年4月からは民生部環境対策課長兼ねてクリーンセンター所長、平成27年4月からは総務部長、平成31年4月からは民生部長を歴任されている方でございます。

以上、職歴等を申し述べましたが、前坂伸也氏

が余市町教育委員会教育長として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げます。次第でございます。

それでは、議案を朗読申し上げます。

議案第18号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月19日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町大川町10丁目34番地48。氏名、前坂伸也。生年月日、昭和35年5月29日生まれ。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派代表者会議、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 4時45分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ本日の会議時間を延長いたします。

○議長（中井寿夫君） 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長の報告を求めます。

○14番（大物 翔君） 先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして、副委員長の私からご報告申し上げます。

委員6名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、余市町議会運営委員会委員の辞任について、余市町議会運営委員会委員の選任についてでございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第15、余市町議会運営委員会委員の辞任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、余市町議会運営委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、余市町議会運営委員会委員の辞任について、余市町議会運営委員会委員の選任についてを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、余市町議会運営委員会委員の辞任について、余市町議会運営委員会委員の選任についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第15、余市町議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

余市町議会運営委員会委員の藤野議員から一身上の理由により辞任願が議長に提出されております。

お諮りいたします。余市町議会委員会条例第12条第2項の規定に基づき、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、余市町議会運営委員会委員の辞任については、許可することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第16、余市町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

余市町議会運営委員会委員の辞任に伴い欠員が生じておりますので、委員1名の補充のため選任を行うものであります。

余市町議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長において指名いたします。

余市町議会運営委員会委員に寺田進議員、以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 5時02分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） この際、諸般の報告をいたします。

先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長との互選が行われ、その結果、委員長に白川栄美子議員が選任された旨の結果報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

以上で議長の諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第17、選挙第1号 余市町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、余市町選挙管理委員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、

地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

余市町選挙管理委員に、絹野秀克君、渡辺秋雄君、菅原利知君、池野裕司君、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方々を余市町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました絹野秀克君、渡辺秋雄君、菅原利知君、池野裕司君が余市町選挙管理委員に当選されました。

次に、余市町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

余市町選挙管理委員補充員に、第1順位、樋口章子君、第2順位、渡邊早苗君、第3順位、伊藤恵美子君、第4順位、本保敏広君、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方々を余市町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、樋口章子君、第2順位、渡邊早苗君、第3順位、伊藤恵美子君、第4順位、本保敏広君が余市町選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第18、推薦第1号 余市町都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

余市町都市計画審議会委員に寺田進議員を指名

いたします。

以上のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、余市町都市計画審議会委員に寺田進議員を推薦することに決定いたしました。

○議長(中井寿夫君) 日程第19、決議案第1号

「民族共生の未来を切り開く」決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○8番(白川栄美子君) ただいま上程されました決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議について、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議。

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月19日提出、提出者、余市町議会議員、白川栄美子。賛成者、余市町議会議員、大物翔、同じく内海博一、同じく庄巖龍、同じく寺田進、同じく山本正行、同じく岸本好且。

余市町議会議長、中井寿夫殿。

次のページをお開きください。「民族共生の未来を切り開く」決議。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ(民族共生象徴空間)が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生します。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待され

るとともに、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところです。

よって、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、本町議会は、民族共生の未来を切り開く活動を支援していくことを、ここに表明する。

以上、決議する。

令和2年3月19日、北海道余市郡余市町議会。

以上、決議案第1号について提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第20、意見案第1号「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める要望意見書、日程第21、意見案第2号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める要望意見書」の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第20ないし日程第21を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める要望意見書」は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第22、意見案第3号
温暖化へのさらなる対策を求める要望意見書を
議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出
者の説明を省略することにいたしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しま
した。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省
略いたしたいと思えます。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託
を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員
の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第3号 温暖化へのさらなる対
策を求める要望意見書は、原案のとおり可決され
ました。

○議長（中井寿夫君） 日程第23、意見案第4号
国民健康保険の交付金減額の仕組みを導入しな
いことを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出
者の説明を省略することにいたしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しま
した。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省
略いたしたいと思えます。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託
を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員
の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第4号 国民健康保険の交付金
減額の仕組みを導入しないことを求める要望意見
書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第24、意見案第5号
教員の変形労働時間制を導入しないことを求め
る要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出
者の説明を省略することにいたしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第5号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める要望意見書は否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第25、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和2年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 5時20分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且